

- 六、債金支払ヲ毎月十日日三十日ト決定ス
- 七、旧来ノ慣例ヲ打破シ左ノ四項ヲ定ム
 - 一、西行ハ一切打切ルニト
 - 又人代リヲ廢スルコト (但シ組合員ノ交渉ヲ認定ス)
 - 三、貸越金ヲ廢スルコト
 - 四、月三回ノ神酒ヲ廢スルコト

第二疎 妥協決定案

- 一、五ヶ年以上十五圓割 五年以下年二拾圓割
- 一、解雇年當日給 壹圓五拾貳百日分
- 一、世帯持 特別年當 貳拾五圓
- 一、震災年當 拾圓

第三疎 解雇日當 妥協案

- 一、勤績賞 五ヶ年以下年三十圓、
五ヶ年以上年四十圓ノ割
- 一、解職年當 日給貳圓トシテ六ヶ月分
- 一、震災年當 二十圓以上五十圓 迄